

令和7年度 安芸広域メルトセンター  
余剰電力（非FIT）容量価値売却業務  
入札説明書

令和7年10月

安芸広域市町村圏事務組合

令和7年度 安芸広域メルトセンター 余剰電力（非F I T）容量価値売却業務 に係る一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日

令和7年10月8日(水)

2 発注者

安芸広域市町村圏事務組合

3 契約担当

〒784-0045

高知県安芸市伊尾木4034番地1

安芸広域市町村圏事務組合

電話番号 (0887) 32-0322

FAX番号 (0887) 32-0323

メール akikouiki@aroma.ocn.ne.jp

4 入札に付する事項

(1) 件名

令和7年度 安芸広域メルトセンター 余剰電力（非F I T）容量価値売却業務

(2) 履行場所

高知県安芸市伊尾木4034番地1

(3) 契約内容

仕様書のとおり

(4) 契約期間

契約締結日から令和11年3月31日まで

5 契約締結までのスケジュール

契約締結に至るまでのスケジュールは以下のとおりとする。

なお、予定であり変更することがある。

入札公告	令和7年10月 8日(水)
入札参加資格審査申請書類の提出期限	令和7年10月21日(火)
入札参加資格審査結果の通知期限	令和7年10月24日(金)
入札説明書等に対する質疑書の提出期限	令和7年11月11日(火)
入札説明書等に対する質疑の回答期限	令和7年11月14日(金)
入札書類の提出期限	令和7年11月26日(水)
開札及び落札者の決定	令和7年11月27日(木)
覚書の締結	令和7年12月
契約の締結	令和10年3月

## 6 入札参加資格要件等

次の各号に掲げる資格「以下、「入札参加資格」という。」を全て満たすものでなければ入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 法人税、消費税、地方消費税並びに市町村税を滞納していないこと。
- (3) 手形交換所により取引停止処分を受け、若しくは主要取引所からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全な者であると認められないこと。
- (4) 官公署から指名停止を受けていないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)、破産法(平成11年法律第75号)に基づき破産手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)等、経営状況が著しく不健全な者であると認められないこと。
- (6) 2028年度の容量市場において電力広域的運営推進機関(OCCTO)との容量確保契約を締結している者であること。

## 7 入札参加資格の申請等

当該業務の入札に参加しようとする者は、一般競争入札参加資格申請書(別紙1。以下「申請書」という。)及び前記6の(6)の確認のため容量確保契約書の写しを提出し、入札参加資格の有無についての確認を受けなければならない。

入札参加資格の確認は申請書の提出期限をもって行い、その結果、入札参加資格なしと認められる者については、FAXまたは電子メールで通知する。入札参加資格審査結果期限までにこの通知がない者については、入札参加を認めるものとし、入札参加資格確認通知は行わない。

### (1) 申請書の提出期限

令和7年10月21日(火) 17時(必着)

### (2) 申請書の交付

安芸広域市町村圏事務組合ウェブサイトからダウンロードすること。

### (3) 申請書の提出先

〒784-0045

高知県安芸市伊尾木4034-1

安芸広域市町村圏事務組合

### (4) 申請書の提出方法

郵送(レターパック)または持参によるものとする。

なお、期限までに申請書を提出しない者、または申請書に不備や記載漏れがある者については、この入札に参加することができない。

### (5) 入札参加資格なしと認めた場合の通知

令和7年10月24日(金)にFAXまたは電子メールにより通知する。

### (6) 参加資格がないとされた者に対する措置

6 入札参加資格要件等を満たすことが条件であり、入札参加資格のない者からの入札参加資格なしに対する理由を管理者に求めることはできないものとする。

## (7) 入札参加資格の喪失

(5)の通知を受けていない者にあっても、次に該当する場合は入札参加資格を喪失するものとし、落札者にあつては落札決定を取り消すものとする。

- ア 6 入札参加資格要件等を満たさなくなったとき。
- イ 申請書等に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

## 8 仕様書等

(1)仕様書は、安芸広域市町村圏事務組合ホームページに掲載したものを閲覧またはダウンロードすることができる。

### (2) 質疑応答

仕様書等について質疑がある場合は、次のとおり取り扱う。

- ア 質疑は、書面（口頭では回答しない。）で行うものとし、安芸広域市町村圏事務組合に持参するか、FAXまたは電子メールで送信すること。
- イ 質疑書の受付期限は、令和7年11月11日(火)17時までとする。
- ウ 質疑に対する回答は、書面を受理後速やかに文書で行うものとし、期日までに質疑のあったものは質疑者にFAX及び電子メールで通知するとともに、入札参加資格ありと認めた者すべてに同様に通知する。

## 9 入札方法等

- (1)入札は郵便入札とし、安芸広域市町村圏事務組合ホームページに掲載している「郵便入札について」を参照し、その規定に基づき入札書を提出すること。
- (2)入札書は別に定める所定の様式に基づくものとし、落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載しなければならない。
- (3)入札書と併せて、ペナルティーの算定式について別紙（任意様式）により提出すること。

## 10 落札者の決定方法

- (1)入札書類の提出期限締め切り後、郵便入札の規定に基づき開札し有効な入札、かつ最高の価格をもって入札をした者を落札者とする。
- (2)入札執行回数は1回とする。
- (3)有効な入札が1者もない場合は、改めて入札を行うものとする。